

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令第1条から第4条を根拠として、三田市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒等について、就学状況を管理する学齢簿を編制するため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5保護者氏名、6学歴・学業	
記録範囲	市内に住所を有する学齢児童・生徒、区域外就学により市内の市立学校に在籍するもの	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ 住民基本台帳、他の官公庁 ） 収集の手段 郵送、イントラネットを介しての収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	就学先の各学校、県教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所経営管理部行政管理室総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条所要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		